

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年(2017年)9月27日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 安 澤 勝

財政援助団体監査結果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度、項目	監査期日
交通対策課	湖国バス株式会社、 彦根観光バス株式会社	平成28年度 彦根市地方バス路線維持 費補助金	平成29年8月31日

2 監査の方法

援助団体の実施事業は、補助金の交付目的に沿って適切かつ効果的に執行されているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員および援助団体職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

(湖国バス株式会社・彦根観光バス株式会社)

【彦根市地方バス路線維持費補助金】

実施事業は、補助金の交付目的に沿って概ね適正に執行されているものの、次の点について改善を要すると認められた。

○ 補助金の交付申請(実績報告)について

彦根市地方バス路線維持費補助金交付要綱において、補助金の交付申請は当該会計年度の11月20日までに提出することと規定されているが、期日までに提出されていなかった。申請の遅延は、円滑な補助金交付事務ならびに市の予算措置にも支障が生じる可能性があることから、期限内提出を遵守されたい。

本補助事業は、市内を運行するコミュニティバスに係る経常欠損額を補填することで、日常生活に必要不可欠な地方バス路線の運行を維持し、地域住民の福祉を確保するものである。

平成28年度の輸送人員は前年度に比べ6,081人増加したほか、経常欠損額は852万2千円縮減するなど、経営努力や利用啓発の効果が現れている。引き続き、乗務員の確保や老朽設備の更新に取り組むとともに、適正な路線やダイヤの改善を行うなど、利用者のニーズに応じ

た環境整備を図られたい。また、所管課においては、概算払い手続きなど補助要綱について必要な見直しを行うほか、援助団体との情報共有を緊密にし、補助実績について定期的に検証を行うなど、補助金交付事務の透明性の確保に努められたい。

今後とも事務処理には十分配慮され、適切かつ効果的な執行に努められるとともに、公共交通の一層の活性化を期待するものである。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

公の施設の指定管理団体監査結果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度、施設	監査期日
介護福祉課	社会福祉法人彦根市 社会福祉協議会	平成28年度 彦根市南デイサービスセンター	平成29年9月1日
	医療法人友仁会	平成28年度 彦根市佐和山デイサービスセンター	
	公益財団法人豊郷病院	平成28年度 彦根市デイサービスセンター きらら	

2 監査の方法

指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、条例および協定書等に沿って適正に行われているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

(社会福祉法人彦根市社会福祉協議会、医療法人友仁会、公益財団法人豊郷病院)

指定管理業務については、条例および協定書等に沿って適正に行われており、出納その他の事務についても指摘すべき事項は認められなかった。

各デイサービスセンターについては、日常生活において介護を要する高齢者等の生活の助長、健康の保持を図るとともに、その介護者の負担の軽減を図るという設置理念に基づき、各種事業を展開され、利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援が行われている。また、アンケートや連絡帳により家族との情報共有を適宜行い、サービスの向上に繋げるとともに、光熱水費の削減や購入物品の精査などコスト削減にも取り組まれ、全ての指定管理者において、施設利用者数および収入額が前年度より増加している。引き続き、利用者に満足される施設や事業運営を望むものである。

所管課においては、特殊浴槽等の高額備品の所有区分を明確にし、リスク分担表の見直しを行うなど、瑕疵発生時の責任の所在を明らかにされたい。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な施設運営を行い、地域の住民福祉

の向上に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。